

平成27年9月9日

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株 式 会 社 アルペン
代表取締役社長 水 野 泰 三

第43回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年9月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第43期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.alpen-group.jp/>）に掲載することにより、お知らせいたします。

◎当日、当社では、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席ください。

(添付書類)

事業報告

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀の積極的な経済・金融政策を背景に、企業収益および雇用情勢に改善の傾向が見られましたが、個人消費については、消費増税などの影響をうけて伸び悩みました。また、中国やその他新興諸国の成長が鈍化するなど、海外景気の下振れリスクもあり、経済の先行きについては不透明なものとなっております。

スポーツ・レジャー用品業界におきましては、スニーカーブームの影響をうけて、スポーツシューズ市場が拡大するとともに、テニス市場およびランニング市場も堅調に推移いたしました。一方でゴルフ、スキーにおきましては、個人消費低迷の影響もあり市場は伸び悩みました。

このような状況の下、当社グループは、低価格ながらも機能性・デザイン性の高いプライベートブランド商品の開発・販売に注力してまいりました。中でも、靴紐の代わりにワイヤーレースとそれを巻き取るダイヤル（TGF）を搭載したシューズが売上を大きく伸ばしました。店舗におきましては、お客様が商品を手に取りやすいように売場の陳列線の高さの見直し、POP、マネキン等を活用して、商品コーディネートしやすい売場作りを進めてまいりました。また、今後も拡大が予測されるEC市場の開拓のため、自社ECサイトを開設いたしました。

店舗の出退店の状況につきましては、「アルペン」2店舗、「ゴルフ5」8店舗、「スポーツデポ」13店舗、「ミフト」5店舗を出店し、「アルペン」3店舗、「ゴルフ5」2店舗、「ミフト」1店舗を閉鎖いたしました。以上により、当連結会計年度末の国内店舗数は「アルペン」78店舗、「ゴルフ5」203店舗、「スポーツデポ」140店舗、「ミフト」10店舗の計431店舗となり、売場面積は15,291坪増加し255,473坪となりました。また、中国の子会社（愛蓬（中国）商貿有限公司）の4店舗を含め、国内外の合計店舗数は435店舗となりました。

利益面につきましては、天候不順の影響などをうけて在庫が増加した商品について、値下げ販売を促進したことで、売上総利益率が悪化するとともに、出店の増加にともなって販売費及び一般管理費が増加いたしました。

また、固定資産の減損に係る会計基準に基づき、競争環境の激化等により収益環境が厳しい店舗等の減損損失を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は218,948百万円（前年同期比3.6%増）、営業利益3,130百万円（同52.6%減）、経常利益4,616百万円（同42.7%減）、当期純利益1,117百万円（同76.6%減）となりました。

商品部門別売上高

期 部門	平成26年6月期		平成27年6月期		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)
ウ イ ン タ ー	18,934	9.0	18,004	8.2	95.1
ゴ ル フ	73,087	34.6	73,759	33.7	100.9
一 般 ス ポ ー ツ	116,516	55.1	123,921	56.6	106.4
そ の 他	2,755	1.3	3,264	1.5	118.5
合 計	211,293	100.0	218,948	100.0	103.6

商品部門別の概要は次のとおりであります。

（ウィンター）

ウィンター用品につきましては、スキーの早期商戦は堅調であったものの、前年はソチ五輪の影響で売上が好調であったことの反動もあり、最盛期である年明け以降の売上が伸びず、低調に推移いたしました。その結果、売上高は18,004百万円（同4.9%減）となりました。

（ゴルフ）

ゴルフ用品につきましては、消費増税後の買い控えの影響をうけて、ゴルフ用品市場全体が伸び悩む中、簡単に着脱できる「TGFゴルフシューズ」の販売拡大、お客様のスイングにあったクラブフィッティングの提案強化など、積極的な市場の開拓を進め、売上高は73,759百万円（同0.9%増）となりました。

(一般スポーツ)

一般スポーツ用品につきましては、前年のサッカーワールドカップ商戦の反動減や夏季の天候不順などにもなうアウトドア用品の不振が見られたものの、スポーツシューズにおきましては、ランニング需要が堅調であったことに加え、ファッションアイテムとしてのスニーカー人気が高まったことから好調に推移いたしました。また、日本人選手の活躍によりテニス市場が活性化したことなどにより、売上高は123,921百万円（同6.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における差入保証金等を含めた設備投資の総額は12,536百万円でありました。主な投資といたしましては当連結会計年度中の新規出店（「アルペン」2店舗、「ゴルフ5」8店舗、「スポーツデポ」13店舗、「ミフト」5店舗、合計28店舗）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金22,700百万円の調達を行いました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第40期 平成24年6月	第41期 平成25年6月	第42期 平成26年6月	第43期 (当連結会計年度) 平成27年6月
売 上 高 (百万円)	196,009	203,724	211,293	218,948
当 期 純 利 益 (百万円)	5,256	6,629	4,768	1,117
1株当たり当期純利益 (円)	129.83	163.75	117.77	27.59
総 資 産 (百万円)	166,497	174,895	176,316	195,788
純 資 産 (百万円)	99,980	105,204	107,669	108,390

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済の先行き不透明な状態が続く中、スポーツ・レジャー用品業界におきましても健康志向を背景にランニング、自転車等の市場は、しばらくの間拡大が期待されるものの、季節変動リスク、少子化に起因する市場全体の伸び悩みにともなう競争の激化等への対応を迫られています。

このような状況の下、当社グループは、迷わずお買い上げいただけるような品質と価格に加え、デザイン性をとものったプライベートブランド商品の開発を進めてまいります。また、従来からのチラシや電波を使った告知に加え、拡大するEC市場への対応により、客層の拡大と来店促進をはかってまいります。特に、ウィンター用品、ゴルフ用品に比べて市場シェア率の低い一般スポーツ用品の強化をはかり、季節変動リスクや景気悪化リスクの影響を減じながら、継続的な成長を目指します。出店におきましては、商圈にあわせた、「スポーツデポ」「ゴルフ5」「アルペン」各業態の継続的な出店による売場面積の拡大、および収益性の高い店舗への積極的な入れ替え(スクラップアンドビルド)を行います。加えて、作業の見直しと人材育成を行う体制を整え、体系的な取組みによって継続的に経営効率の改善をはかり、競争力のある体質を維持してまいります。

また、新規業態の開拓や海外事業の整備、競争が激化していく中で増加することが予測されるM&A等、さらなる成長のための施策につきましても適切に判断しながら積極的に取り組んでまいります。

これらの収益力の拡大のための課題に加えて、内部統制機能の充実・強化を中心とするリスク管理や法令・社会規範の遵守などのコンプライアンスの強化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主要な事業の内容
(株) ジャ パ ー ナ	50百万円	100.0	スポーツ用品の製造販売
(株)キスマークジャパン	30百万円	— (100.0)	キスマークブランド商品の企画
㈱スポーツロジスティックス	20百万円	100.0	倉庫業、第一種利用運送事業
㈱ アル ペ ン リ ソ ー ト	10百万円	100.0	ゴルフ場の経営
無錫ジャパーナ体育用品有限公司	19百万元	— (100.0)	スポーツアパレルの製造販売
JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD.	2百万米ドル	— (100.0)	スポーツウェア・グローブの製造
愛蓬（中国）商貿有限公司	12百万米ドル	100.0	スポーツ用品の販売
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD.	50万米ドル	— (100.0)	靴の製造

- (注) 1. 議決権比率の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を示しております。
2. 平成26年10月17日付で当社連結子会社である(株)ジャパーナがJAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD. を設立しました。

(7) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

主要な事業内容は、次のとおりであります。

① 小売事業

主にスポーツ用品の販売および製造を行っております。なお、商品部門別の取扱商品は次のとおりであります。

ウ ィ ン タ ー 部 門・・・スキー・スノーボード用品等

ゴ ル フ 部 門・・・ゴルフ用品等

一般スポーツ部門・・・トレーニング・フィットネス用品、キャンプ・トレッキング用品、スポーツウェア、マリノ用品、テニス・卓球等のラケット用品、野球・サッカー等の球技用品等

② その他

主にスキー場、ゴルフ場の運営、フィットネスクラブの運営およびクレジットカードサービス事業を行っております。

(8) 主要な事業所（平成27年6月30日現在）

当 社	(本社) 愛知県名古屋市中区 (店舗) ア ル ペ ン 78店舗 ゴ ル フ 5 203店舗 ス ポ ー ツ デ ポ 140店舗 ミ フ ト 10店舗 アルペンクイックフィットネス 8 店舗 フィットネスクラブ 2 店舗 (スキー場) 岐阜県郡上市 (ゴルフ場) 岐阜県瑞浪市、北海道美瑛市 (ゴルフ練習場) 北海道北広島市
(株) ジャ パ ー ナ	(本社) 愛知県名古屋市中区 (工場) 岐阜県可児郡御嵩町
(株)キスマークジャパン	(本社) 愛知県名古屋市中区
㈱スポーツロジスティクス	(本社) 愛知県一宮市 (倉庫) 3 箇所
(株) アルペンリゾート	(本社) 愛知県名古屋市中区 (ゴルフ場) 三重県四日市市
無錫ジャパーナ体育用品有限公司	(本社) 中華人民共和国江蘇省無錫市
JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD.	(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区
愛蓬 (中国) 商貿有限公司	(本社) 中華人民共和国上海市
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD.	(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区

(9) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,679名 (6,151名)	139名増 (330名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数欄の（外書）は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
3,057名 (5,704名)	133名増 (322名増)	38歳11ヶ月	13年1ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数欄の（外書）は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先（平成27年6月30日現在）

（単位：百万円）

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン	7,500
(株)三井住友銀行	7,000
(株)三菱東京UFJ銀行	3,500
(株)みずほ銀行	3,500

(注) シンジケートローンは、(株)三井住友銀行を主幹事とするものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年6月30日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 125,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 40,488,000株 |
| (3) 株主数 | 29,301名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 （株）	持 株 比 率 （％）
水 野 泰 三	8,099,320	20.00
水 野 敦 之	6,211,240	15.34
㈱ミズノ・インターナショナル	5,382,960	13.30
㈱エー・エム・インターナショナル	4,800,000	11.86
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RENVOI	1,229,400	3.04
アルペン社員持株会	848,914	2.10
日本トラスティ・サービス 信託銀行㈱（信託口）	844,500	2.09
日本マスタートラスト 信託銀行㈱（信託口）	540,600	1.34
水 野 好 英	515,040	1.27
HSBC BANK PLC-MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED	512,000	1.26

（注） 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 およ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	水 野 泰 三	株式会社マークジャパン 代表取締役 無錫ジャパーナ体育用品有限公司 董事長 愛達（中国）商貿有限公司 董事長
専 務 取 締 役	村 瀬 一 夫	商品本部長
常 務 取 締 役	石 田 吉 孝	商品本部副本部長
常 務 取 締 役	水 野 敦 之	デジタル推進本部長 デジタルマーケティング部長 JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD. 会長 JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD. 会長
取 締 役	水 巻 泰 彦	管理本部長、財務部長
取 締 役	鈴 木 猛 仁	管理本部副本部長、総務部長
取 締 役	名 畑 稔	
常 勤 監 査 役	伊 神 薫	
監 査 役	花 井 増 實	弁護士
監 査 役	川 瀬 良 三	税理士
監 査 役	山 内 和 雄	公認会計士

- (注) 1. 取締役名畑 稔氏は社外取締役であります。
2. 監査役花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川瀬良三氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役山内和雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役名畑 稔氏、ならびに監査役花井増實氏および川瀬良三氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 平成26年9月25日付で、村瀬一夫氏が専務取締役に就任いたしました。
7. 平成27年3月1日付で、水野敦之氏が常務取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	140百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	18百万円 (7百万円)
合 計	12名	159百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年9月30日開催の定時株主総会決議において年額300百万円とすることが決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年5月25日開催の臨時株主総会決議において年額50百万円とすることが決議されております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与20百万円（取締役に對して20百万円）および役員退職慰労引当金の増加額21百万円（取締役に對し20百万円および監査役に對して1百万円（うち社外監査役に對し0百万円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数／開催回数	出 席 率	出席回数／開催回数	出 席 率
取 締 役 名 畑 稔	24回／24回	100%	2回／2回	100%
監 査 役 花 井 増 實	18回／24回	75%	12回／12回	100%
監 査 役 川 瀬 良 三	21回／24回	88%	12回／12回	100%
監 査 役 山 内 和 雄	16回／19回	84%	10回／10回	100%

- (注) 1. 取締役名畑 稔氏は、期中である平成26年9月25日開催の第42回定時株主総会終結時をもって監査役を退任し、取締役に選任されており、取締役就任前の監査役会開催回数は2回であります。
2. 監査役山内和雄氏は、平成26年9月25日開催の第42回定時株主総会で監査役に選任されており、監査役就任後の取締役会開催回数は19回、監査役会開催回数は10回であります。

発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、中国事業計画に関する調査業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、統括部署を設置する。
 - イ. コンプライアンスの推進については、コンプライアンス規程およびコンプライアンスコードを制定し、取締役および使用人の行動規範として遵守するよう周知徹底する。
 - ウ. 反社会的勢力に対しては、コンプライアンスコードに基づき、毅然とした態度で排除する。
 - エ. 各部室およびグループ各社は、遵守すべき法令等の自主点検制度による点検を行うとともに、内部監査室が監査する。これら活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。
 - オ. また、当社は、内部通報規程により相談・通報体制を設け、取締役および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気づいた時は、ホットラインにより通報することを定める。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、当社は通報者に対して不利益な扱いは行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に従い文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するとともに、文書管理規程に従い適切に保存および管理を行う。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設け、有事においては、「リスク管理規程」に基づき、「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたることとする。平時においては、各部室および子

会社が自主点検制度によりその有するリスクの洗い出しおよび自主点検を行い、そのリスク軽減等に取り組むとともに、内部監査室がそのリスク状況の監査を行い、コンプライアンス委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則として月2回開催し、取締役会規程等に基づき重要事項の決定および取締役の業務執行の監督等を行う。業務の運営については、中期経営計画、総合予算制度、月次損益制度による予算統制を実施する。職務については、組織基本規程、職務分掌規程、職務権限規程により権限分配と業務の効率化を図る。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社を管理する部署を設置して管理するとともに、関係会社連絡会を開催し、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、提示、要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。

イ. グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

ウ. 当社取締役、部長およびグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立の責任を有する。子会社の重要な案件については、規程に基づき当社へ決裁を求めまたは報告する制度をとる。

エ. 監査役が、会計監査人および内部監査室と連携して、グループ全体の監視・監査を適正に行える体制を構築する。

オ. 内部監査室は、当社および子会社の監査を実施し、その重要度に応じ取締役会等の機関に報告し、業務の適正を確保する体制を構築する。

カ. 当社のリスク管理、内部通報制度は、グループ各社を含めた体制とする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、要望があった場合には協議により必要とされる監査役の業務補助のため監査役スタッフを置

くこととする。その人事については、監査役の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとする。

また、監査役スタッフは、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼任させないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

イ．取締役または使用人は、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況その他コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。

イ．監査役会が独自に意見形成するため必要と認めるときは、自らの判断で、専門の弁護士、会計士その他の外部アドバイザーを活用する。

ウ．監査役会は、代表取締役社長、内部監査室および監査法人とそれぞれ定期的に意見交換する会を設定する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社およびグループ会社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を制定し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

コンプライアンス検討会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、消費者の健康で豊かな生活の実現に貢献することを通じて、将来にわたっての企業体質の充実と事業展開の拡大を図り、株主に対する利益還元と株主資本利益率の向上を基本方針としております。

配当については、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、業績の進捗状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対し積極的な利益還元を行う方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり20円とさせていただきます。すでに、平成27年3月10日に実施済みの中間配当金20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり40円となります。

連結貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(98,903)	流 動 負 債	(51,402)
現金及び預金	20,233	支払手形及び買掛金	30,576
受取手形及び売掛金	5,873	未払金	10,466
商品及び製品	64,766	リース債務	1,984
その他	8,037	引当金	1,650
貸倒引当金	△8	その他	6,724
固 定 資 産	(96,885)	固 定 負 債	(35,994)
有形固定資産	(57,924)	長期借入金	22,700
建物及び構築物	33,318	リース債務	7,104
土地	12,036	引当金	633
リース資産	8,675	退職給付に係る負債	1,795
その他	3,893	その他	3,761
無形固定資産	(1,013)	負 債 合 計	87,397
投資その他の資産	(37,947)	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	4,453	株 主 資 本	(107,776)
差入保証金	23,403	資 本 金	15,163
その他	10,168	資 本 剰 余 金	21,663
貸倒引当金	△77	利 益 剰 余 金	70,949
資 産 合 計	195,788	自 己 株 式	△0
		その他の包括利益累計額	(614)
		その他有価証券評価差額金	76
		繰延ヘッジ損益	503
		為替換算調整勘定	401
		退職給付に係る調整累計額	△366
		純 資 産 合 計	108,390
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	195,788

連結損益計算書

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		218,948
売上原価		126,869
売上総利益		92,079
販売費及び一般管理費		88,949
営業利益		3,130
営業外収益		
受取利息	264	
不動産賃貸料	574	
受取手数料	232	
為替差益	354	
その他の	573	1,998
営業外費用		
支払利息	181	
不動産賃貸費用	220	
シンジケートローン手数料	65	
その他の	44	511
経常利益		4,616
特別利益		
固定資産売却益	77	
その他の	11	89
特別損失		
固定資産除売却損	138	
減損損失	779	
その他の	72	990
税金等調整前当期純利益		3,715
法人税、住民税及び事業税	2,395	
法人税等調整額	202	2,598
少数株主損益調整前当期純利益		1,117
当期純利益		1,117

連結株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,163	21,663	71,452	△0	108,278
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,619		△1,619
当 期 純 利 益			1,117		1,117
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	△502	－	△502
当 期 末 残 高	15,163	21,663	70,949	△0	107,776

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	38	△27	153	△772	△608	107,669
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,619
当 期 純 利 益						1,117
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	38	530	247	406	1,223	1,223
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	38	530	247	406	1,223	721
当 期 末 残 高	76	503	401	△366	614	108,390

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 8 社

(会社名)

(株)ジャパーナ

(株)キスマークジャパン

(株)スポーツロジスティックス

(株)アルペンリゾート

無錫ジャパーナ体育用品有限公司

JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD.

愛蓬 (中国) 商貿有限公司

JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD.

上記のうち、JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD. は、当連結会計年度に設立したため、新たに連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結子会社数 1 社

(会社名)

(株)エス・エー・ビー

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社（(株)エス・エー・ビー）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、無錫ジャパーナ体育用品有限公司、JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD.、愛蓬 (中国) 商貿有限公司及びJAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成に当たって、これらの会社については、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- a. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

- b. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

③たな卸資産

a. 商品、製品、仕掛品

当社については移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用し、連結子会社については、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）又は最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

b. 原材料、貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～38年
機械装置及び運搬具	4年～17年

また、当社は定期借地契約に基づく借地権上の建物については耐用年数を借地期間、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、上記に係る耐用年数は15年～20年であります。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a. 一般債権

主として貸倒実績率法によっております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

主として個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

②その他の引当金

当社及び連結子会社では以下の引当金を計上しております。

なお、連結貸借対照表上では流動負債の「引当金」又は固定負債の「引当金」としてまとめて表示しております。

a. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

b. ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

c. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における年間支給見込額に基づき当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

d. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

e. 転貸損失引当金

店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定方式によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理の方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産、負債及び収益ならびに費用は、在外連結子会社の仮決算日における直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金
通貨スワップ	外貨建営業債務
為替予約	外貨建営業債務

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、外貨建営業債務の為替リスクを回避する目的で通貨スワップ及び為替予約を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

1. 前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」(前連結会計年度は101百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 55,619百万円
2. 投資その他の資産
 その他（賃貸用固定資産）の減価償却累計額 1,664百万円
3. 担保資産及び担保付債務
 担保に供している資産と、これに対応する債務は次のとおりであります。
 - a. 担保に供している資産

建物及び構築物	566百万円
土地	3,902百万円
投資その他の資産	
その他（賃貸用固定資産）	1,671百万円
（合計）	6,140百万円
 - b. 担保付債務

買掛金	115百万円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	14,000百万円
（合計）	14,115百万円
4. 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	21,800百万円
借入実行残高	7,500百万円
（差引額）	14,300百万円
5. 財務制限条項
 ㈱三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約による借入金残高7,500百万円には財務制限条項が付されており、下記条項に違反した場合には、借入先からの通知により、一括返済することになっております。
 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される短期借入金、コマーシャルペーパー、1年以内返済予定長期借入金、長期借入金及び社債（新株予約権付社債及び1年以内償還予定分を含む）の残高の合計金額に、同貸借対照表の注記事項の偶発債務の項に記載される保証残高を加えた金額を、各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される売上高の70%に相当する金額以下に維持すること。
 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	40,488,000	—	—	40,488,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	550	—	—	550

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年8月26日 取締役会	普通株式	809	20	平成26年6月30日	平成26年9月11日
平成27年2月5日 取締役会	普通株式	809	20	平成26年12月31日	平成27年3月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年8月25日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	809	20	平成27年6月30日	平成27年9月10日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で保有し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

有価証券及び投資有価証券は満期保有目的の債券、MMF等の短期金融商品ならびに株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

また、差入保証金等に係る取引先の信用リスクは、取引先与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

支払手形及び買掛金、及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に使用しております。なお、デリバティブ取引はデリバティブ取引管理規程に従って行うこととしております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成27年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	20,233	20,233	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,873	5,873	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,036	2,037	1
①満期保有目的の債券	1,599	1,601	1
②その他有価証券	436	436	—
(4) 差入保証金	17,033	15,372	△1,660
(5) 支払手形及び買掛金	(30,576)	(30,576)	—
(6) 未払金	(10,466)	(10,466)	—
(7) リース債務	(9,089)	(9,091)	1
(8) 長期借入金	(22,700)	(22,716)	16
(9) デリバティブ取引	752	752	—
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△23	△23	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	776	776	—

(注) 1. 連結貸借対照表上、負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 2. (7) リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注) 3. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格、債券等については、金融機関等からの提示価額によっております。譲渡性預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割引いて算定する方法によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 未払金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

為替予約の振当処理された買掛金(下記(9)参照)については、当該為替予約と一体として処理しております。

(7) リース債務

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似しているものと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率によって算定する方法によっております。

金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理しております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価額に基づいて算定しております。

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されるため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

(注) 4. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,102百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 5. 差入保証金のうち、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難な部分（連結貸借対照表計上額6,369百万円）については、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められることから、時価算定の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,677円15銭
------------	-----------

1 株当たり当期純利益金額	27円59銭
---------------	--------

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,117百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	1,117百万円
期中平均株式数	40,487千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年 6 月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(90,750)	流 動 負 債	(52,996)
現 金 及 び 預 金	13,531	支 払 手 形	3,857
売 掛 金	5,557	電 子 記 録 債 務	4,606
有 価 証 券	1,299	買 掛 金	23,795
商 品	65,367	リ ー ス 債 務	1,938
貯 蔵 品	35	未 払 金	11,230
前 払 費 用	1,862	未 払 費 用	1,465
繰 延 税 金 資 産	930	未 払 法 人 税 等	1,267
そ の 他	2,173	前 受 金	145
貸 倒 引 当 金	△8	預 り 金	471
固 定 資 産	(100,314)	賞 与 引 当 金	299
有 形 固 定 資 産	(54,310)	ポ イ ン ト 引 当 金	1,295
建 物	30,128	役 員 賞 与 引 当 金	20
構 築 物	1,910	そ の 他	2,603
機 械 及 び 装 置	170	固 定 負 債	(35,348)
車 両 運 搬 具	99	長 期 借 入 金	22,700
工具、器具及び備品	1,329	リ ー ス 債 務	7,017
土 地	11,178	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	624
リ ー ス 資 産	8,552	退 職 給 付 引 当 金	1,278
建 設 仮 勘 定	127	転 貸 損 失 引 当 金	8
そ の 他	811	資 産 除 去 債 務	1,634
無 形 固 定 資 産	(873)	そ の 他	2,084
借 地 権	23	負 債 合 計	88,345
商 標 権	9	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	770	株 主 資 本	(102,642)
そ の 他	71	資 本	15,163
投 資 そ の 他 の 資 産	(45,129)	資 本 剰 余 金	25,074
投 資 有 価 証 券	1,836	資 本 準 備 金	25,074
関 係 会 社 株 式	4,986	利 益 剰 余 金	62,405
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,064	利 益 準 備 金	50
長 期 前 払 費 用	2,178	そ の 他 利 益 剰 余 金	62,355
繰 延 税 金 資 産	4,280	別 途 積 立 金	10
差 入 保 証 金	23,351	繰 越 利 益 剰 余 金	62,345
そ の 他	6,826	自 己 株 式	△0
貸 倒 引 当 金	△395	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(76)
資 産 合 計	191,064	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	76
		純 資 産 合 計	102,718
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	191,064

損 益 計 算 書

(平成26年 7 月 1 日から)
(平成27年 6 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		216,531
売 上 原 価		127,924
売 上 総 利 益		88,607
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		84,243
営 業 利 益		4,363
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	295	
不 動 産 賃 貸 料	1,261	
為 替 差 益	320	
そ の 他	796	2,673
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	217	
不 動 産 賃 貸 費 用	867	
そ の 他	75	1,160
経 常 利 益		5,876
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	77	
そ の 他	11	88
特 別 損 失		
減 損 損 失	779	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,711	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	317	
そ の 他	41	2,849
税 引 前 当 期 純 利 益		3,115
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,081	
法 人 税 等 調 整 額	268	2,349
当 期 純 利 益		766

株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	15,163	25,074	25,074	50	10	63,198	63,258	△0	103,495
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,619	△1,619		△1,619
当期純利益						766	766		766
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△853	△853	—	△853
当 期 末 残 高	15,163	25,074	25,074	50	10	62,345	62,405	△0	102,642

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	38	38	103,533
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,619
当期純利益			766
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純 額）	38	38	38
事業年度中の変動額合計	38	38	△815
当 期 末 残 高	76	76	102,718

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

- (2) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

- (3) その他有価証券

- a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

- b. 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

（デリバティブ）

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

（商品）

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

（貯蔵品）

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～38年
構築物	10年～20年
機械及び装置	5年～17年

また、当社は定期に基づく借地権上の建物については耐用年数を借地期間、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、上記に係る耐用年数は15年～20年であります。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用
定額法を採用しております。

５．引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
- (3) ポイント引当金
ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- (4) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における年間支給見込額に基づき当事業年度において負担すべき額を計上しております。
- (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定方式によっております。
なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (7) 転貸損失引当金
店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金利

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

1. 前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取利息」(前事業年度は236百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。
2. 前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」(前事業年度は5百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。
3. 前事業年度において区分掲記しておりました「固定資産除売却損」(当事業年度は41百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、特別損失の「その他」に含めて表示しております。
4. 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」(前事業年度は9百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 49,612百万円
2. 投資その他の資産
その他(賃貸用固定資産)の減価償却累計額 4,548百万円
3. 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産と、これに対応する債務は次のとおりであります。
 - a. 担保に供している資産

建物	566百万円
土地	3,902百万円
投資その他の資産	
その他(賃貸用固定資産)	1,671百万円
(合計)	6,140百万円
 - b. 担保付債務

買掛金	115百万円
長期借入金(1年内返済予定額を含む)	14,000百万円
(合計)	14,115百万円
4. 関係会社項目
関係会社に対する金銭債権、債務には次のものがあります。

短期金銭債権	326百万円
短期金銭債務	7,555百万円
長期金銭債権	2,064百万円
長期金銭債務	32百万円

5. 保証債務

以下の関係会社について、次のとおり債務保証を行っております。

(保証金額)

㈱ジャパーナ 1,883百万円 (仕入債務)

なお、保証金額には以下の外貨建保証額が含まれております。

U S ドル 11,209千ドル (円換算額1,383百万円)

ユーロ 202千ユーロ (円換算額 28百万円)

6. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	17,800百万円
借入実行残高	7,500百万円
(差引額)	10,300百万円

7. 財務制限条項

㈱三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約による借入金残高7,500百万円には財務制限条項が付されており、下記条項に違反した場合には、借入先からの通知により、一括返済することになっております。

各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される短期借入金、コマーシャルペーパー、1年以内返済予定長期借入金、長期借入金及び社債(新株予約権付社債及び1年以内償還予定分を含む)の残高の合計金額に、同貸借対照表の注記事項の偶発債務の項に記載される保証残高を加えた金額を、各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される売上高の70%に相当する金額以下に維持すること。

各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

損益計算書に関する注記

1. ポイント引当金繰入額15百万円を売上高から控除しております。
2. 期末たな卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、たな卸資産評価損△9百万円が売上原価に含まれております。
3. 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。

a. 売上高	6百万円
b. 仕入高	28,279百万円
c. その他の営業取引高	6,382百万円
d. 営業取引以外の取引高（収入分）	806百万円
e. 営業取引以外の取引高（支出分）	43百万円

4. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループにつき減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類
大 阪 府 摂 津 市 他	営 業 用 資 産	建 物 及 び 構 築 物 等
北 海 道 美 唄 市	遊 休 資 産	土 地

当社は、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗資産単位を資産グループとしてグルーピングしております。

当社は、当事業年度において、店舗資産等について収益性の低下または土地の時価の著しい下落等により店舗資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（779百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、営業用資産が建物461百万円、構築物26百万円、工具、器具及び備品14百万円、リース資産141百万円、長期前払費用3百万円、遊休資産が土地130百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は営業用資産及び賃貸用資産については、主として使用価値、遊休資産については正味売却価額により測定しております。

回収可能価額を正味売却価額とする場合には、主として公示価格に基づいた時価を適用し、また、使用価値により回収可能価額を測定する場合の将来キャッシュ・フローの割引率は4.72％であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株 式 数 （ 株 ）	当事業年度増加 株 式 数 （ 株 ）	当事業年度減少 株 式 数 （ 株 ）	当事業年度末 株 式 数 （ 株 ）
普通株式	550	－	－	550

税効果会計に関する注記

(繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳)

(繰延税金資産)

① 賞与引当金	98百万円
② 未払事業税等	215百万円
③ ポイント引当金	424百万円
④ 役員退職慰労引当金	200百万円
⑤ 退職給付引当金	419百万円
⑥ 転貸損失引当金	2百万円
⑦ 減価償却費	1,619百万円
⑧ 減損損失	3,466百万円
⑨ 資産除去債務	525百万円
⑩ その他	886百万円
(繰延税金資産小計)	7,856百万円
評価性引当額	△2,414百万円
(繰延税金資産合計)	5,444百万円

(繰延税金負債)

① 資産除去債務に対応する除去費用	△199百万円
② その他有価証券評価差額金	△33百万円
(繰延税金負債合計)	△233百万円

繰延税金資産の純額 5,210百万円

(法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳)

(繰延税金資産)

・ 法定実効税率	35.33%
・ 調整	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.15%
住民税均等割	8.68%
評価性引当額の増減額	24.72%
税率変更による繰延税金資産等の影響額	15.65%
税額控除に係る影響額	△9.98%
その他	△0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	75.40%

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額(百万円)	減損損失累計額 相当額(百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建 物	23,922	13,466	1,558	8,898

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	1,182百万円
1 年超	6,701百万円
(合計)	7,883百万円

- (3) 長期リース資産減損勘定の残高 904百万円

- (4) 支払リース料、長期リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	1,137百万円
長期リース資産減損勘定の取崩額	205百万円
減価償却費相当額	1,068百万円
支払利息相当額	165百万円
減損損失	－百万円

- (5) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (6) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

名 称	議決権等の 所有割合 (%)	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
(株) ジャパーナ	100.0	—	当社販売商品の製造 債務保証 工場設備の賃貸借 役員の兼任あり	商品仕入 (注1)	25,587	買掛金	5,554
				債務保証 (注2)	1,883	—	—
(株) スポーツロジ スティックス	100.0	—	物流業務の委託 倉庫設備の賃貸借 役員の兼任あり	不動産 賃貸 (注1)	589	前受金	53
				倉庫料他 (注1)	6,244	未払金	1,766
愛蓬（中国）商 貿 有 限 公 司	100.0	—	海外での商品販売 役員の兼任あり	資金の 貸付 (注1)	483	関係会 社長期 貸付金	2,064
				貸付金 利息 (注1)	44	未収入 金	67

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 同社との取引条件は、双方協議のうえ決定しております。

2. (株)ジャパーナの仕入債務について、債務保証を行っております。

3. 上記のうち取引金額については消費税等を含んでおらず、期末残高には消費税等を含んでおります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,537円06銭

1株当たり当期純利益金額 18円93銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 766百万円

普通株主に帰属しない金額 一百万円

普通株式に係る当期純利益 766百万円

期中平均株式数 40,487千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 8 月20日

株式会社アルペン

取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊 田 裕 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルペンの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルペン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 8 月20日

株式会社アルペン
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 宮 本 正 司 ㊞

公認会計士 豊 田 裕 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルペンの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画を策定し、また職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年8月25日

株 式 会 社 ア ル ペ ン 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 伊 神 薫 ㊟
社 外 監 査 役 花 井 増 實 ㊟
社 外 監 査 役 川 瀬 良 三 ㊟
社 外 監 査 役 山 内 和 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るという観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、取締役および取締役会の規定に、監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役および監査役会の規定を削除するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 （条文省略） （機関）	第1条～第3条 （現行どおり） （機関）
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 <u>（3）監査役会</u> （4）会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削 除） （3）会計監査人
第5条～第16条 （条文省略）	第5条～第16条 （現行どおり）
第4章 取締役および取締役会 （員数）	第4章 取締役および取締役会 （員数）
第17条 当社の取締役は、 <u>12名以内</u> とする。	第17条 当社の取締役は、 <u>17名以内</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. 取締役<u>(監査等委員である取締役を含む。)</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役<u>(監査等委員である取締役を含む。)</u>の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
2. 増員または補欠として選任された<u>取締役</u>の任期は、<u>在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。 第20条～第21条 （条文省略） （招集通知） 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第23条 （条文省略） （新 設）	3. 任期の満了前に退任した<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>の補欠として選任された<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>の任期は、<u>退任した監査等委員</u>である<u>取締役</u>の任期の満了する時までとする。 第20条～第21条 （現行どおり） （招集通知） 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第23条 （現行どおり） <u>（取締役への重要な業務執行の決定の委任）</u> 第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等)	(報酬等)
第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議により定める。	第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u>
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(損害賠償責任の一部免除)	(損害賠償責任の一部免除)
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
2. 当会社は、 <u>社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u>	2. 当会社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(員数)	(削 除)
第27条 当会社の監査役は、 <u>5名以内とする。</u>	
(選任方法)	(削 除)
第28条 監査役は、 <u>株主総会において選任する。</u>	
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(任期)</u> 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第30条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u> (招集通知) 第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (決議方法) 第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u> <u>(報酬等)</u> 第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u>	(削 除) (削 除) (常勤の監査等委員) 第28条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (招集通知) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (決議方法) 第30条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規則) 第34条 <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。 (損害賠償責任の一部免除) 第35条 当会社は、取締役会の決議をもって、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u> 第36条～第39条 （条文省略） (新 設)	(監査等委員会規程) 第31条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削 除) (削 除) 第32条～第35条 （現行どおり） 附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1. <u>当会社は、第43回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	2. <u>第43回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	みず の たい ぞう 水 野 泰 三 (昭和23年11月8日生)	昭和47年7月 当社設立代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱キスマークジャパン代表取締役 無錫ジャバーナ体育用品有限公司董事長 愛蓬（中国）商貿有限公司董事長	8,099,320株
2	むら せ かず お 村 瀬 一 夫 (昭和30年12月27日生)	昭和51年4月 当社入社 平成4年7月 当社商品第四部長 平成8年5月 当社商品第三部長 平成13年9月 当社取締役、 商品第三部担当役員、 商品第四部担当役員、 商品第五部担当役員、 商品第六部担当役員 平成15年9月 当社商品統轄役員 平成16年10月 当社商品本部長（現任） 平成18年7月 当社商品第五部長 平成20年9月 当社常務取締役 平成26年9月 当社専務取締役（現任）	19,700株
3	いし だ よし たか 石 田 吉 孝 (昭和30年7月15日生)	昭和51年4月 当社入社 平成4年7月 当社商品第一部長 平成8年7月 当社商品第二部長 平成13年9月 当社取締役、 商品第一部担当役員、 商品第二部担当役員、 商品第五部担当役員、 商品第六部担当役員 平成16年10月 当社商品本部副本部長 (現任) 平成25年9月 当社常務取締役（現任）	19,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	みず の あつ し 水 野 敦 之 (昭和52年10月21日生)	平成12年4月 当社入社 平成14年8月 当社監査役 平成15年9月 当社販売部スポーツデポ 平成17年2月 当社戦略企画室 平成23年12月 当社ミフト事業部長 平成26年9月 当社取締役 平成27年3月 当社常務取締役（現任） 当社デジタル推進本部長 （現任） 当社デジタルマーケティング 部長（現任） （重要な兼職の状況） JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD. 会長 JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD. 会長	6,211,240株
5	みず まき やす ひこ 水 巻 泰 彦 (昭和33年1月26日生)	昭和57年3月 当社入社 平成10年9月 当社経理部長 平成13年7月 当社財務部長（現任） 平成20年9月 当社取締役（現任） 平成21年9月 当社管理本部長（現任）	10,400株
6	すず き たけ ひと 鈴 木 猛 仁 (昭和33年6月22日生)	昭和57年3月 当社入社 平成8年11月 当社販売部長 平成13年7月 当社販売部アルペン担当部長 平成15年9月 当社人事部長 平成19年12月 当社総務部長（現任） 平成20年9月 当社取締役（現任） 平成21年9月 当社管理本部副本部長 （現任）	8,100株
7	な ばた みのる 名 畑 稔 (昭和16年4月10日生)	昭和39年4月 ㈱東海理化電機製作所入社 平成6年7月 同社生産管理部担当取締役 平成8年7月 同社取締役本社工場長 平成9年7月 同社常勤監査役 平成15年6月 当社監査役 平成16年9月 当社常勤監査役 平成26年9月 当社取締役（現任）	8,900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 名畑 稔氏は、社外取締役候補者であります。
3. 名畑 稔氏は、他の会社の監査役としての経験と幅広い見識に加え、当社の社外監査役として適切に監査いただいた実績ならびに社外取締役としての実績があり、大所高所の視点より、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスを強化いただけるものと判断したものであります。
4. 名畑 稔氏は、当社の取締役に就任してから1年になります。また、当社の監査役としての在任期間は11年3ヶ月であります。
5. 当社と名畑 稔氏との間につきましては、現在、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。名畑 稔氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の契約を継続する予定であります。
6. 名畑 稔氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	い がみ かおる 伊 神 薫 (昭和27年12月3日生)	昭和46年4月 株式會社大隈鐵工所（現オー クマ株式会社）入社 昭和52年1月 当社入社 平成3年3月 当社商品管理部長 平成8年10月 当社人事部長 平成15年9月 当社常勤監査役（現任）	10,800株
2	はな い ます み 花 井 増 實 (昭和26年12月15日生)	昭和54年4月 名古屋弁護士会登録 平成11年3月 万葉総合法律事務所 開業 （現任） 平成15年9月 当社監査役（現任） 平成26年4月 愛知県弁護士会 会長	1,700株
3	かわ せ りょう ぞう 川 瀬 良 三 (昭和26年3月15日生)	昭和45年4月 名古屋国税局入局 平成17年7月 西尾税務署長 平成18年7月 名古屋国税局 課税第二部法人課税課長 平成19年7月 税務大学校名古屋研修所長 平成20年7月 名古屋国税局 課税第二部次長 平成21年7月 昭和税務署長 平成22年7月 退官 平成22年9月 川瀬税理士事務所 開業 （現任） 平成23年9月 当社監査役（現任）	—
4	やま うち かず お 山 内 和 雄 (昭和26年2月13日生)	昭和56年3月 監査法人伊東会計事務所入所 昭和57年3月 公認会計士登録 平成13年1月 中央青山監査法人代表社員就任 平成19年8月 あずさ監査法人代表社員就任 平成22年9月 有限責任あずさ監査法人監事 平成25年6月 有限責任あずさ監査法人退職 平成25年7月 山内和雄公認会計士事務所 開業（現任） 平成26年9月 当社監査役（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 花井増實氏は、弁護士としての高度な法律面の見識に基づき、大所高所の視点での監査をしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。
4. 川瀬良三氏は、長年の国税局任官および税理士として培われた会計・税務知識に基づき、大所高所の視点での監査をしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。
5. 山内和雄氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験および株式会社の監査に関する高い見識に基づき、大所高所の視点での監査をしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。
6. 花井増實氏は、当社の監査役に就任してから12年になります。
7. 川瀬良三氏は、当社の監査役に就任してから4年になります。
8. 山内和雄氏は、当社の監査役に就任してから1年になります。
9. 伊神 薫氏、花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏の選任が承認された場合、当社との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。なお、花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏とは、当社との間で社外監査役として同様の責任限定契約を締結しております。
10. 花井増實氏および川瀬良三氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成5年9月30日開催の第21回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役300百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は引き続き7名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は、4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任されます伊神 薫氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名			略 歴
い 伊	がみ 神	かおる 薫	平成15年9月 当社常勤監査役（現任）

以 上

メモ欄

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目 9 番40号

当社 アルペン丸の内タワー23階会議室

公共交通機関 地下鉄桜通線・鶴舞線「丸の内」駅 1 番出口より約60m

※お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

